

平成 23 年度 第 2 回 三重県環境審議会 会議録

(期日) 平成 24 年 1 月 26 日 (木) 13:30～

(場所) ホテルグリーンパーク津 6 階「伊勢」

発言者	内 容
岡村室長	<p>それでは大変お待たせいたしました。ご案内の時刻がまいりましたので、ただいまから平成 23 年度第 2 回三重県環境審議会を開催いたします。</p> <p>皆様方におかれましては、大変お忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきましてありがとうございました。</p> <p>わたくしは本日司会、進行を進めさせていただきます、県の環境森林総務室の岡村でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>まず、開会に先立ちまして、前回の第 1 回審議会にご都合がつかず、今回から新たにご参加いただきます委員の皆様方、2 名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>それでは順次、ご紹介申し上げますので、恐縮ではございますが、簡単な自己紹介のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>まず、はじめに三重県市長会長の亀井利克様でございます。</p>
亀井委員	ご紹介いただきました、三重県市長会の亀井でございます。よろしく申し上げます。
岡村室長	続きまして、桜美林大学リベラルアーツ群教授の藤倉まなみ様でございます。
藤倉委員	東京でございます、桜美林大学の藤倉と申します。どうぞよろしく申し上げます。
岡村室長	<p>どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは会議に先立ちまして、三重県環境森林部副部長の水谷からご挨拶を申し上げます。</p>
水谷副部長	<p>三重県環境森林部副部長の水谷でございます。本日は大変お忙しい中、平成 23 年度第 2 回三重県環境審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。環境森林部長がご挨拶を予定しておりましたが、所用で少し遅れてまいりますので、部長に代わりましてご挨拶させていただきます。</p> <p>内田会長様はじめ委員の皆様には日頃から、本県の環境森林行政の推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日のご審議いただきます議題はご案内のとおり、4 件を予定しております。まず、一昨年 1 月に諮問させていただきました「三重県環境基本計画」と「三重県地球温暖化対策実行計画」につきまして、各部長様から最終報告をいただき、ご審議をお願いすることとしております。三重県環境基本計画部会の井村部会長様、三重県地球温暖化対策実行計画部会の朴部会長様はじめ、部会委員の皆様におかれましては、これまでお忙しい中ご審議いただき、この度の答申案として取りまとめいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>3 つ目の議題としましては、2 つ目の議題とも関連いたしますが、世界的な課題となっております、地球温暖化対策につきまして、本県において日常生活や、事業活動の中で、県民、事業者、行政等さまざまな主体による温室効果ガスの排出削減を着実に進めていくために、「三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）」の制定に向けたそのあり方について、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>4 つ目の議題としまして、四日市市内山町地内、産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除</p>

	<p>去等事業実施計画についてのご審議をお願いするものであります。</p> <p>いずれも本県の環境行政を進めるにあたって重要な案件でございます。本日は委員の皆様から忌憚のないご意見、ご指導をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。</p>
岡村室長	<p>どうもありがとうございました。それでは議事に入ってくださいわけですが、議事に入ります前に、事務局のほうからお願いと、若干の報告をさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>傍聴の方へのお願いになりますが、傍聴の方におかれましては、事前に配布させていただきました傍聴要領に従いまして、審議を傍聴していただくようによろしくようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして委員の皆様へのお願いでございます。ご発言いただく際は、お手数をおかけいたしますが、事務局がマイクを手配させていただきますので、マイクを通じまして、ご発言いただくようお願いを申し上げますとおもいます。</p> <p>続いて報告でございますが、本日の出席者数につきましては、30名の定員中21名の出席いただいておりますので、審議会条例第5条2項に規定する定足数に達しておるということをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、本日の議題についてご説明申し上げます。</p> <p>本日、ご審議いただく案件はお手元の事項書でございますとおおり、全部で4件というふうになっております。</p> <p>これまでの部会における審議を経まして、本日審議会で答申をいただく案件といたしまして、(1)三重県環境基本計画それと、(2)三重県地球温暖化対策実行計画というふうな2件となっております。</p> <p>本日、審議会に新たに諮問させていただく案件といたしましては、(3)三重県地球温暖化対策推進条例のあり方について、(4)四日市市内山町地区の産業廃棄物の関係の事業の実施計画についてという2件でございます。この2件のうち議題の4番目につきましては、ご了解いただけるようであれば、本日の審議会でご意見をお伺ったのち、三重県知事あて答申をいただくというふうをお願いしたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、審議会の議事進行につきましては、条例第5条におきまして、会長が議長となると定められておりますので、これからは内田会長様に議事進行をお願いしたいと思ひます。</p> <p>内田様よろしくお願ひいたします。</p>
内田会長	<p>皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。お忙しい方ばかりですので、予定の時間には終了したいというふうに思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、最初に議題1の「三重県環境基本計画」につきまして審議を進めたいと思ひます。この件は先ほど水谷副部長よりありましたように、平成22年1月21日付けでの三重県知事からの諮問でございまして、井村部会長を中心に約2年間にわたって慎重に検討した結果、今日最終報告として、まず井村部会長から報告をしていただき、そのあと審議をしたいと、こういうふうに思ひますので、井村部会長ぜひよろしくお願ひいたします。</p>
井村部会長	<p>環境審議会の環境基本計画部会の部会長の井村でございます。それでは「三重県環境基本計画」について最終報告をさせていただきます。お手元には資料1がございます。1枚めくりまして資</p>

料 1-1 というのがございまして、全部で 65 ページもあるんですが、その後ろに、資料 1-2 と横長の資料 1-3 というのがございまして、適宜それを参照していただきたいと思います。

まず今日は最終報告でございますので、いま会長のほうからも審議の経過について若干のご発言があったのですが、一応念のためにこれまでの審議経過を振り返ってみたいと思います。それが資料 1-2 でまとめてございます。これまでの審議経過でございますが、ちょうど 2 年ほど前、平成 22 年の 1 月 21 日に諮問を受けまして、環境基本計画部会が設置されました。その際、私が部会長に任命されまして、以後ここに書いてございますように、都合 4 回の検討をやって、22 年の夏頃には、中間案を報告させていただきました。そしてパブリックコメントの実施、それから市町長への意見聴取なども行って、ほぼまとまりかけるというような雰囲気であったのですが、去年 23 年にご存知のとおり 3 月 11 日の震災が起きたり、4 月には新しい知事が選挙で選ばれるというようなことがございまして、少し審議が遅れました。

それで、平成 22 年夏頃に中間案が出来たわけでございますが、計画におけるめざすべき姿とか基本目標といったものについては、この段階までに、整理を終えていたわけでございます。今申し上げましたように、既にパブリックコメント等を実施したわけですが、今言いましたようなことで、23 年去年 1 年、もう 1 度いろいろ検討し直しました。平成 23 年 9 月 6 日に第 6 回の部会におきまして、こうした変化を受けていろんな修正を加えた結果を中間案・改訂版ということで報告させていただきました。この中間案・改訂版についてパブリックコメント、市町から意見の聴取を行い、県議会からの意見も参考としまして、平成 23 年 10 月 31 日に開催した部会で最終案をとりまとめて、去年の 11 月 9 日の審議会で、私からご説明させていただいたところがございます。その時に概ね内容はご理解をいただいたかと思いますが、その後、幾分かの修正を加えて今回の最終報告としたものでございます。

前回の 11 月 9 日の報告でもご説明したところですが、一番最初の 1 年間とその後の引続きやった検討の中で、どういうところが変わったのかということでございますが、細かい字句についてはいろいろございますけれども、大まかにいきますと、東日本大震災を受けての課題の取組の再整理を行ったということです。これについて具体的にいきますと、やはり原子力発電所の事故が起きたということで、特に低炭素社会とか、あるいは地球温暖化についての施策、もともとかなりの量が盛り込まれておったのでございますが、やはり原発の事故を受けてその辺再度見直して、さらに再生可能エネルギーでございまして、その他省エネとかそういった関連の施策についてももう一度よく見直して、同じような文言が並んではいるんですけれども、その辺のバックグラウンドが変わってきたというところを踏まえて修正をしております。

2 番目は、東日本大震災のほかに、三重県は非常に自然環境の豊富なところでして、今まで自然環境のことはたくさん書いてあったのですが、やはり防災という視点が大事だろうということで、その辺をいろんなところで目配りをした書き方にしております。

2 番目は新しい知事のもとで、三重県において策定作業が進んでおります、「三重県民力ビジョン」というものを十分この計画に取り入れる必要があるだろうということで、特に新しい知事が訴えております「協創」という、これについていろんなところで記述を追加したということが一番大きな変化でございます。

細かいことについて説明する前に、資料 1-3 横長のものがございまして、非常に大部

でございますし、既に一度報告もしているところでございますので、細かいところはあまりふれないことにしたいと思うんですが、資料 1-3 でどういう計画になっておるのかというのを見ていただきたいと思います。計画は 4 章で構成されております。左に書いてございます、第 1 章が新たな計画策定の方向性ということでございますが、そこで計画の基本的な事項などを整理しまして、これまでの取組結果とか、環境を取り巻く時代潮流、三重県の状況などを整理しました。ここで、震災を踏まえたことなども若干書き込んでございます。

そして左側の第 1 章の 5 というところがございますが、めざすべき姿と基本目標という左の下のほうでございますが、そのめざすべき姿ということで、「私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築をめざします」という文言のもとに、基本目標のⅠ。「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」、基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」を掲げております。

そして次の第 2 章で施策体系と施策内容を示しておりますが、この 2 つの基本目標のもとに具体的に何をやるかというののが、ここに書いてございまして、例えば基本目標のⅠの中では 1 番低炭素社会の構築、2 番循環型社会、大気環境保全、水環境の保全と書かれてございます。それから基本目標のⅡでは、生物多様性、自然とのふれあい、森林等の広域的機能の維持確保、良好な景観形成、歴史的・文化的環境の保全というような中身が書き込まれております。

そして第 3 章の計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくりでは、特に取組の視点と書いてございます、これは新しい知事のもとにあります「協創」の理念ですね。ここに書いてあるとおり、県民ひとり一人や企業などの活動によって生じる環境への負荷をできる限り小さくすること。

それから、素晴らしい環境の実現に向けた「協創」に自ら取り組むというようなことで、この新しい県民カビジョンの精神をここに盛り込んでおります。そしてこの分野別取組方針の中で具体的に (1) ひとを育てる、(2) 担い手となる主体を広げる、(3) 環境経営を進める、(4) 仕組みをよりの確に運用する、(5) 技術・情報基盤をより充実する (6) 環境で貢献するといったことが書かれてございまして、そして第 4 章が最後になりますが、三重県環境基本計画をどのように進めていくかということを書いてありますが、一番右下に本文にも書いてあるものを少し簡略した図でございまして、計画の推進イメージということで、いろんな主体が連携しながら、基本的には「協創」の精神で連携し合いながら、県のいろんな部局、それからいろんな県民、事業者、企業、県内の市町村、他の都道府県等と連携して取り組むというような体制が書かれているところでございます。

大体これが全体の構成でございます。細かいことについて前回とどう違って来たかということについて、ちょっとだけ説明させていただきますと、基本的には前回とあまり大きく変わっていないでございますが、もとのほうに戻っていただきまして、3 ページの図中の図にございますが、第 1 章新たな計画策定の方向性というところで、前は 1, 2, 3, 4 と書いてあって、この 1, 2, 3 の中身がほとんど書いてなかったのですけれども、例えば計画策定の背景と趣旨というところで、新しい基本計画において持続的発展が可能な社会の構築をめざすとか、言葉がちょっと変えますが、前の図だと説明不足でわかりにくいとございましたので、こういう説明をちょっとつけております。

	<p>それから「協創」という言葉がさかんに出ているんですけども、これも新しい言葉でわかりにくいというご指摘がございましたので、資料の 60 ページに付録、全体付録をわりと詳細な付録をつけていたのですけれども、「協創」という言葉についてなかったということで、60 ページの下のほうに協創という言葉の説明をつけてございます。</p> <p>それから、あとでまたご報告でございます地球温暖化対策の実行計画とか、みえ生物多様性プランの計画との関係などで、特に県の事業者等の連携で内容をより精査しまして、追加させていただいたことがございます。具体的に言いますと 12 ページでございますが、下から 3 分の 1 ぐらいのところは低炭素社会の構築の 3 つ目ですね。主要な取組の中の温室効果ガスの排出削減と括弧で書いてあるところがありますが、その 3 つ目の運輸部門のところですが、エコドライブの普及やエコカーの導入を促進するところに加えて、公共交通機関の利用促進を図りますと。これは基本計画でございまして、一方で推進のための計画が別途より詳しいものが出る予定でございまして、この計画の中では、こういうふうに簡単な文言になってございますけれども、これを取り入れました。</p> <p>17 ページでございますが、基本目標 I の 4 番目の水環境の保全というのがございますが、その中の主要な取組の中の下から 10 数行目になりますでしょうか、海岸漂着物という言葉があります。これは最近岐阜県、愛知県、名古屋市等と連携してこの問題に取り組むということが、そういう方向が示されておりますので、それについての記述を加えました。</p> <p>それから 19 ページでございますが、真ん中よりちょっと下ですが、生物多様性保全活動の促進という項目の中に、外来種対策に取り組むということで、外来種という言葉は前の中には記述がなかったかと思えます。これを加えました。これは、みえ生物多様性推進プランでも記述される予定と聞いておりますのでこのようにいたしました。</p> <p>以上、いくつかの修正を前回報告のものに加えて、今回の最終案といたしました。こうした経緯で前回の私自身が報告いたしました、その時のご指摘を受けて、事務局と私とでいろいろ調整しました結果、こういう案で最終案とした次第でございます。以上でございます。</p>
<p>内田会長</p>	<p>井村部会長どうもありがとうございました。今の説明にありましたように、これまで検討を加えた中に、さらに東日本大震災、原発の事故に対することについて触れ、防災に触れていただきましたし、さらに新しい知事のメッセージであります「協創」という言葉を中に、けっこうふんだんに入っておりますね。ふんだんにお入れいただいたということでございますけれども。いかがでしょう、皆さん何かご質問、ご意見ございましたら。</p>
<p>吉岡委員</p>	<p>前回「協創」という言葉で解説してもらったという経緯がありまして、このやっぱり「協創」という解説では何かわからないような気がするんですけども。そこは、本当に上下というんですかね、他の解説と比較した場合、やることばかり書いてあるような気がして、本当の「協創」の意味そのものが解説されていないような気がします。そこをもう少しわかるように。ちょっと考えますと、日本環境経営大賞なんてつくっておられると思うんですけども、そこで特別賞か何か協創賞をつくらうとしたら、どんな形のものかというような想像をして、もう少しわかりやすくしてもらいたいなと思えます。後は順番に話させてもらってよろしいです？</p> <p>(会長：はい、どうぞ。)</p> <p>若干これをパラパラっと見せてもらって気のついたところをちょっと言わせていただきます。</p>

	<p>目次なんですけれども、施策の推進の基本項目云々とあるんですけれども、ここ(1)(2)とありますが、(3)は括弧書きの特別なところが何もないんですね。(3)と(4)は。ちょっとこのへんを(1)(2)に揃えるならば括弧書きで大気汚染物質の適正管理とか、その下は水質汚濁物質の適正管理とか、ここは若干合わせてもらったほうがいいんじゃないかなと思います。それから全体ができればいいのですけれどもその項目だけちょっと気になっております。</p> <p>28 ページですね。環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進めというふうになっておりますが、ここはより進めるんですかね、このへんが環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有ということが何かちょっと引かかるんですけれども、そのへんがちょっと気になりました。</p> <p>31 ページ括弧の事業者ですね、3行目ぐらいによりよい製品サービスを供給するとともに、とあるんですけど、やはり ISO14001 をいろいろ書かれておりますので、活動を入れて、活動、製品サービスにしたほうがいいんじゃないかなと考えます。</p> <p>それから 32 ページなんですけれども、最後のところで具体的にはというところで、例えばとありますが、ごみの分別の徹底等というふうにあるんですけれども、ちょっと希望もありますが県民という項目で入っておりますので、このごみの分別の種別等はやはり、これ実行計画か何かつくられるかどうかかわかっておりませんが、それを県下で統一するような方向でもっていってもらったらどうかというふうに考えております。大体そこらへんでよろしくをお願いします。</p>
内田会長	<p>今の質問に対して部会長から何かご意見いただければと思います。</p>
井村部会長	<p>協創の言葉について、この説明でわかりにくいということにつきましては、確かにそういう気もあるかと思うんですが、これは新しい知事のもので作られた言葉でございまして、私のほうとしても、とりあえずはこういう抽象的な言葉ですが、実際にまさに実行してみせた時に、具体的なものがみえてくるということがございまして、ここは概念的なものとしてご理解いただけないかなと。なかなか言葉で書くというのは難しく、まさにこれを実行して、こういうものだとみせないといけないということだと思っております。</p> <p>それから目次でございしますが、低炭素社会と循環型については、低炭素というと本当は地球温暖化の防止と書こうかという話もあり、あるいは循環型でなくて廃棄物対策の推進というふうなものもいいかなと、思ったのですが、地球温暖化だけだと、本当にCO₂の話だけになってしまう。低炭素社会のほうがより広いものであるということで悩んだんですけれども、ここは低炭素社会の構築っていうことで大きく広げてその中に地球温暖化っていうものが含むよっていう意味にしました。</p> <p>循環型社会も同じように、単にリサイクルだけ、あるいはごみ処理だけだと廃棄物対策になってしまうんですが、そうではなくて循環社会というのは資源をもう少し大切に使おうとか、そういうことを含むのが概念ですので、この2つは非常に大きな概念として低炭素、循環型社会を表に出したいと、そういうふうにしちゃうと地球温暖化とか、廃棄物対策っていう、また一方で重要なものが表に出ないので、括弧書きにしたわけです。</p> <p>それに対して大気で言われたようなもっと具体的なものといった場合は、包括的な概要と具体的な内容にそんなに外れないような内容になるかと思うので、ちょっと確かに見栄えは違うかもしれないかも知れないんですけれども。低炭素と循環型はそういう意味でこういう形にさせてい</p>

	<p>ただいたわけでございます。</p> <p>28 ページの環境経営のところは、ここを見ていただくと 3 つの点がございまして、一番最初が事業者の話があって、その次が県の話があって、具体的に市町がどれぐらい環境経営という視点から取組んでくるかということ、はまだよく見えないところもあるんですが、推移としては事業者までは県にやっていただかないといけない。県は自ら行くと。市町にもやっていただきたいという思いでこういう推移になっております。</p> <p>それから 31 ページの、事業者のよりよい製品・サービスを供給するとともに、環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されますと。ここは事業者に対するメッセージでございますので、計画そのものは何か規制的なものではございませんので、こういう精神でやっていただきたいというメッセージを発しているというふうにご理解いただけないかなと思います。</p> <p>32 ページのごみの話もご指摘のように、計画、もっと詳しいことは、特にごみの分別等は市町村でやっていくということもございまして、県の計画としてはこの程度にさせていただいたということなんですが。事務局のほうから何か追加あればお願いいたします。</p>
岡村室長	<p>多少すみません。「協創」については、部会長がおっしゃっていただいたとおりで、非常に新しい言葉ということで、わかりづらいということもありましたので、こちらの計画のほうでは、かなり説明を本文中にも加えさせていただきましたけれど、やはり実際行動の中でどうやっていくかという部分がないと、わかりづらいということも確かにあると思いますので、今後は 4 年間の推進計画を作りますので、その中で「協創」という考え方にに基づきながら様々な具体的な施策を展開していくような計画を作っていきたいというふうに思っております。</p>
内田会長	<p>何かありますか。</p>
吉岡委員	<p>「協創」にこだわって申し訳ないんですけど。内容的にちょっと提案させてもらおうと、「心と力をこめて新しいシステムを創り、実行する」とかそういうふうな簡単でわかりやすいような言葉の表現ではいかがでしょうか。ここに例えば、こういうことだと先ほどの「協創」の説明にしてもらったらどうかと思うんですけど。</p>
内田会長	<p>「協創」というのは少なくとも字を読まないで、なかなかわからんと。耳から入ってくるイメージっていうのは非常に混乱するだろうと思うんで。こういう書き方については、まったく新しい造語っていうか、新しい言葉やからその人、その人によってとらえ方が少し違うだろうと思うんです。吉岡さんのとらえ方、知事のとらえ方、それから行政のとらえ方、ちょっと違うんでね、これを読んでいただいて、皆さんそれぞれがある程度のイメージをもって、創りあげていくということになるだろうと思うんですね。ここに書いてあるようなことを基に、是非それぞれの方が考えていただいて、皆で一緒になって新しいものをつくっていきましょうと、こういうメッセージだけ受け取っていただいて、それをどう今度は実行に移すかは、また次のステップで考えないといけないだろうとこういうふうに思いますので、そこは是非了解をいただきたいと。</p> <p>吉岡さんの協創という考え方は、今伺いしてよくわかりましたので、たぶん私ももっているイメージと井村部会長のもっているイメージも、それから事務局がもっているイメージも少しずつ違いがあるだろうと思うので、そこはご理解をいただきたいと思います。</p> <p>他にいかがですか。</p>

<p>亀井委員</p>	<p>どうも井村部会長さんご苦勞さまでございました。初めて出席させていただいてちょっとトンチンカンな質問になるかわかりませんし、基本条例をちょっと見ていないので、そのへんも誠に申し訳ない思いますが、12 ページの低炭素社会の構築の中で、このカーボンオフセットというそういうふうな考え方というのは議論がいただいたのかどうかということと、それではなんで外れているのかという、そのへんのことをお聞かせいただきたいなというふうに思うのが1点と、もう1つは協創ということが今話題になっておりますけれども、協力して創りだすと新たなものを創りだしていくと。その主体というものは何かというと、私のイメージとしては市民活動団体なんかがそうなのかなという思いもしているわけですが、協働から一歩進めた「協創」ということであればそうかなということがあるんですが、25 ページの中で人を育てるとか、こういうことがあるんですが、市民活動団体の育成、そこでの「協創」とかいうそういうイメージのものではないのかどうかということをお聞かせいただきたいのです。</p>
<p>井村部会長</p>	<p>最初のカーボンオフセットについては、この計画には直接入っていないように記憶しておりますから。一方でこういう具体的なものについては、地球温暖化の実行計画もございますので、こちらのほう、私ちょっと入っているかどうか、ちょっと後で確認していただきたいと思うのですが、基本的にこれは基本計画でございますので、オフセットその他、いろんな具体的な施策はこれから三重県としても、特に森林豊富な、バイオマス豊富なところですので、いろいろ可能性はあるかなと思います。そういうレベルの話は、また温暖化をターゲットとした計画、あるいはいろんな計画の推進計画、実行計画の中で検討されるレベルの話かなと思います。</p> <p>2番目の「協創」の概念の中に、そういういろんな取組の活動の主体を育成していくということが入っているのかといえ、当然私は入っていると思います。</p>
<p>内田会長</p>	<p>他よろしいですか。それではこの報告書をもって最終答申というふうにしたいと思うんですが、いかがでしょう。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。ただ細かい字句の訂正というのが、また生じるかもわかりません。このタイプミスなんかが出てきて、それがわかったときには会長、副会長一任で字句の訂正をお願いしたいということでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで答申をさせていただきたいというふうに思います。井村部会長には、本当に2年間に渡っておまとめいただきましたことを、もう一度お礼を申し上げたいというふうに思います。本当にどうもありがとうございました。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは議題2「三重県地球温暖化対策実行計画」の審議を進めていきたいと思います。これも平成22年1月21日付けで三重県知事からの諮問に対して、地球温暖化対策実行計画部会を設けて検討を重ねていただきました。これにつきましては、朴恵淑部会長が審議の中核となって報告書をまとめていただきました。それについて朴委員よりまず説明をしてもらいたいと思います。</p>
<p>朴部会長</p>	<p>三重県地球温暖化対策実行計画部会長の務めておりました、朴と申します。よろしくお願</p>

たします。まず、資料2をご覧いただきたいと思いますが、約30ページをこえるボリュームになっております。その中で資料2-2のほうから説明をさせていただきます。先ほどの環境基本計画とまったく同じで諮問を受けまして、当初の予定では1年ぐらいのスパンで仕上げられるのではないかと感じておりました。そういう手順で進めていたところ、去年の3月11日の東日本大震災があって、日本の社会が大きく変わっていったということ、その中で特にエネルギーに関する部分をどう考えるのかというのが、まさに温暖化対策に直結しているものでありまして、1年延ばしたという経緯があります。部会は20名で構成されておりまして、これまでに7回の会議を行いました。その中で、ちょうど去年1年前になるんですけども、1月28日に中間報告をこの場でさせていただきました。今日が最終報告になっております。先ほどの資料2-2のところの4ページをご覧いただきたいと思いますが、その中で、中間案から何が最終報告においては変わったのか、共通していたのかという部分についての整理をさせていただきます。

まずやはりエネルギー問題、大変重要なものでありまして、本部会としては、省エネと再生可能エネルギー、いってみればエネルギーの地産地消につながるようなコンセプトをやっぱり入れなければならないねということでこういたしました。

そういう部分は三重県の新エネルギービジョンというものも、ほぼ同時進行で行われていることもありまして整合性をとりながら取り組みました。

もう一つが、ライフスタイルを変えなければならない。これは後ほど資料を使いながら説明させていただきますけれども、三重県としては、民生部門がどうしても大幅に上がっているということを考えてみますと、やっぱり低炭素社会に向けたライフスタイルを、どういうふうに街づくりに生かすのかというところの部分に重点をもう一つおきました。

最後にもう一つなんです、温暖化対策ということになりますと、温室効果ガス、三重県の場合にはほとんどが二酸化炭素になっておりまして、二酸化炭素の削減と言っても問題はないかと思えますけれども、いかにして削減するかということに関心がいくのですが、そういう緩和策だけではなくて、社会全般における負の影響をどういうふうに軽減してくのか、適応策というところの部分に力を入れたということになります。

結論は後ほどさせていただきます、5ページに移らせていただきます。その中で具体的に何を盛り込んでいったのかという部分では、③「生活に関すること」というところで、2番目の中黒なんです、次の世代を担う若い人々と既成世代が手を組んでやっていく環境教育、環境学習にかなりウエイトを置いたということになります。

それともう一つが、⑤「エネルギーに関すること」というところで、再生可能エネルギーの普及・促進、それから森林資源が豊富な三重県ならではの、木質バイオマスをどう利用していくのかという部分を入れました。いくらいい計画ができていても、実際に実行していかなければ何にもならないので、(4)のところの部分に進行管理なんです、県民と事業者と行政、特にここで大学など、教育機関を入れました。それで、「協創」としての推進委員会を設置して、PDCAサイクルを回すということに至りました。

結論を申し上げます、4ページの4の(1)をご覧いただきたいと思いますが、三重県の温暖化対策のタイムテーブルにつながるのですが、いつからいつまでなのかということですが、今年2012年度から2020年度までの9年間を見据えています。目標としての(2)なんですけれども2020

年における三重県の温室効果ガス排出量は2つの指標で考えておりました。京都議定書で定めている、基準年度の1990年比で比べると、10%削減、そこには森林吸収量が2%含まれています。それから1990年といたたら、2020年になっていくと30年も前のことでありまして、あまりにもスパンが長すぎるということもあります。それからいろんな、平成の大合併とかもありまして、いろんな形で大きく変わっているということもありまして、2005年との比ももう一つの軸として考えたときには20%削減になる。それだけ三重県は90年から2005年、今もそうなんですけれども、二酸化炭素がかなり増えていったんだということもおわかりかと思いますが、1990年比10%、2005年比で20%削減になります。それをわかりやすくグラフ化して、ビジュアルにしていけますと、資料2-3のA3サイズの部分をご覧いただきたいと思います。一番上のオレンジ色で示されているものが、結論になる削減目標になっていくんですけれども。その右側にグラフが載っております。このグラフをご覧いただきたいと思います。まず三重県で1990年に出された二酸化炭素を含めた温室効果ガスは約2,600万トンになります。それがどんどんどんどん増えていきまして、省エネと再生可能エネルギー、あらゆる手法を使うんですが、どうしても増えていくということは避けられないこともあります。2020年になっていきますと、約3,000万トンという形に抑えたいと、それでも2,006万トンに比べると結果的には16%という形に、うちが、例えば京都議定書に定められた6%削減を考えたとして、どうしても三重県の場合には16%削減しないといけない形となると。そうなのに10%削減で何が出来るのということになるかもしれないんですが、まず県が頑張っていくものも大事なんですけれども、国全体として削減していくというのが定められております。ただCOP17のダーバン会議で、日本が京都議定書から出ていくという第2期の取組になっている中で、自主的に取組むということになっているので、この20%はいくだろうと、これが崩れる可能性はあります。実際に鳩山さんが25%減らすと言っていたのですが、3.11以降、今国はこの目標を下方修正しようという動きも正直ありまして、私たちは20%ぐらいだろうというふうに見込んでおります。そこから16%差し引いた4%分、それと県が吸収、森林の分パーセント含めているんですけれども、真水で頑張って減らすものが6%、そこで先ほどの20%からの4%浮いた分を足し算すると、結果的に10%という削減になっていると。それが2005年になってくると、11%増えている分を差し引かないといけないので、20%という形のものになっていくのが妥当ではないかということを考えました。

具体的な部分について、少し時間をいただいて説明させていただきます。まず、本冊の21、22ページをご覧いただきたいと思います。特に22ページのところなんですけれども、先ほど申し上げたように、三重県は二酸化炭素が約95%ぐらい占めているんだということが現状となっております。また、21ページにおいては、年々の経年変化の温室効果ガスの排出量が載っています。先ほど申し上げたとおりです。24ページに移らせていただきます。これだけ約2,006万トンから2,700万トン、それ以上出しているものの割合をセクター別に調べてみると、これは三重県の特徴の一つであります。やっぱり産業部分がかかなり高く、約6割58.8%ですから、約6割を占めております。日本全国では34.5%ですから1.5倍ぐらい産業界が占める部分は非常に高いということが特徴の一つであります。

それともう一つ特徴が、民生の家庭部門が約8%に近い7.9%、業務部門が10%で、その両方の民生部門としてカウントした場合、約20%近くを占めている。非常に民生部門にかかる割合

が高い部分になっております。

それからちょっと飛ばさせていただきまして、33、34 ページをご覧くださいと思います。先ほど国の部分と、私たちが出している部分を差し引いているということも説明させていただきましたが、特に34 ページのところ、2020年までの将来の予測をしてみると、3,000万トンぐらいで抑えるんですが、どうしてもそこで一番増えていく部分が、下の表に数値として現していますが、民生家庭部門が29%1990年比にすると増えていて、業務部門はなんと83%も増えていく、廃棄物も34%増えていく、産業部門は15%増えていくとなりまして、どうしてもしわ寄せられるというふうに言えば、民生部門に頑張ってもらわなければいけないですねということも事実として出ています。

そこで削減目標設定のところに入りますが、35、36 ページをご覧くださいと思います。35 ページが結論として申し上げた、10%1990年比、20%2005年比の根拠になってきますが、36 ページのところに数値で書いております。左側のブルーで示されているのが、1990年に出した排出量で、2020年で排出量がピンクになっていて、削減量が約670万トンになるのが、この黄色の列になっております。この間、ピンクと黄色の間にどのぐらいの部門別に減らせば、この目標を達成できるのかということになっております。やはり、民生家庭部門40%から53%、民生業務部門が21%から52%、運輸部門が42%から48%、そういうふうになってきて、一番上の産業部門のところ、1990年比でプラス5、2005年比でマイナス3、結構これは甘いんじゃないかと思われるかもしれないのですが、いろいろな形で産業部門ではエネルギー効率を上げたりという努力が必然的に出てくるということでありまして、それを見込んだ時の計算値であります。これはアバウトなものということよりは、全体のセクター別の計算によるものでありますので、こういう数値になっているということに大きな課題があるのではないかと思います。特に啓発・周知を徹底化していることによって、民生部門における部分をかなり減らすということになります。

40 ページになります。こういった頑張ったときに2020年にどういうものが描かれるかということなんですが、低炭素社会が実現できる大きな一歩になると、特にビジョンとしては、暮らしでは、新しい豊かな暮らし、街づくりとしては皆で取り組むエコな街づくり、ものづくりとしては低炭素なものづくり。それをみんなの「協創」による、低炭素社会を構築するんだということが書かれております。

41 ページに移らせていただきます。取り組みの具体的なところの視点が3つありますが、こういう低炭素社会の実現のために、我々はまず、意識から行動に移さなければならないということが大前提になります。これはアンケート調査によった結果なんですけれども、非常に三重県民の意識が高く、70%以上の方が温暖化に何か対策しなければならないねということがわかっています。どれだけ日々の生活で、実践活動しているのですかということを知ったところ、48%の人がやっている、後はあんまりやっていないという形になっているので、これをどうやってアクションにもっていくかということが課題になります。

もう一つが、主体のつながり連携という部分、これは方法論になってきますが、最終的には資源の有効活用というところで再生可能エネルギー導入、もう一つは京都メカニズムの中からきている、先ほど質問がでましたが、カーボンオフセットなどの、いろいろな仕組みも上手に利活用し

	<p>た形での取り組みとしての有効活用ということができれば、実現できますよということになります。</p> <p>最後になります、42 ページになりますが。みんな「協創」という言葉が難しいのでなかなか大変なんですけれども、県民、事業者、県そういうところが、手と手を組んでとにかく PDCA サイクルをまわしながら、必要に応じて見直しをかけながら進めていくというようなことで、この計画は実現可能になるだろうということが、私たちの部会の最終的な結論でありました。以上です。</p>
渥美室長	<p>資料 2-2 でございますけれども、そちらのほう 1 枚めくっていただきまして、2 ページと 3 ページのほうをご覧ください。この実行計画を策定するにあたりまして、2 回パブリックコメントを実施しております。1 回目は中間案の段階、2 ページのところでございますが、平成 23 年、昨年 3 月から 4 月にかけて実施しております。それから、昨年、最終案の策定にあたりまして、昨年 11 月から 12 月にかけて、2 回目のパブリックコメントを実施しております。2 回目のパブリックコメントにつきましては、3 ページのほうに、まとめさせていただいておりますけれども、12 名の方から 27 件の意見をいただいております。内容的には交通移動に関するものが若干多くなっておりますが、全般にわたっているような項目から意見をいただいております。</p> <p>詳細につきましては、この後さらに資料 2-4 というのがございまして、それぞれの具体的な頂いた意見を整理させていただいております。事務局からの報告は以上です。</p>
内田会長	<p>はい。ありがとうございます。この地球温暖化対策実行計画は字も大きいし、色つきで見やすいことは見やすいね。資料 1 は字も小さいし、同じ環境森林部がやっていて、なぜこうも違うのかなと思うんだけど、何か理由はあるのかな。</p>
岡村室長	<p>特に理由はございませんけれども、環境基本計画のほうは、今後製本とか冊子にするにあたりまして、見やすいように工夫していきたいと思っております。</p>
内田会長	<p>読んでもらおうと思うと、このぐらいの字と色つきにしないと、なかなか読みづらいんじゃないかなという思いがあるので、内容は別にして、この計画の、ものそのものは非常に読みやすいと、見やすい、これは間違いない。</p> <p>これについてご質問どうですか。なかなか実際、ちょっと今朴さんの話を聞いていて、出来るのかなという思いもあるんだけど。2020 年というとわずか後 8 年後だからね。8 年後に、2005 年より 20%減らすというのは、何か起死回生の大きな工事でもあるとかね。工事といったらおかしいけれど、軽減さすような大型の何かがあればいいんですけれども。なかなか大変であるんだなという印象を、今持っているところで、実際実行計画の中でどうやって具体的に実行できるのかというもの、どうせしょうね。交通移動に関する 55 ページでも、何かいけそうといわれると、大変かなという思いもあるんだけど。朴さんいけますか。いけますかといったらあかん。どうしてもしないといけないのだから。</p>
朴部会長	<p>まず、県ができますかということの前に、国が何をしているんですかということをお聞きする必要がありますね。</p> <p>ただ国は、逃げ道はいくらでも正直あるんですね。出来なければ買ってくるんだという。これは違法な行為ではなくて、京都メカニズムの中にも、手法として出ているものなんです。そういうところで、国がある程度体制を整っていて、見える化した形で、私たちにきちんと見せても</p>

	<p>らうというところの部分が先だろうという思いはあるんですが、いつまでたってもやってくれないので、まず県でやっていきましょうということになっております。</p> <p>そういうことで、大前提で国が少なくとも 20%ぐらいはやってくれるということからの 4%を浮かせたいというところの部分が根底にあるんですね。</p> <p>それからもう一つが森林という部分で、三重県は森林がけっこう多く占めているんですが、いろんな適正な管理をしなければ、二酸化炭素を吸収してくれないので、厳しいものがあるんですが。そこで 2%ぐらいは低く見積もってもできるんじゃないかというところで、まず 6%は何とかかなるだろうとなってくると、「真水」として 4%をどう考えるのということに、実際になるんじゃないかということは考えております。</p> <p>例えば、私たちが 8 年間省エネあるいは、再生可能エネルギーあるいはカーボンオフセットあらゆる手法と、周知伝達と環境教育などを全県的に取り組むことで、ひとり 1 人の意識を変えることが、全セクターで伝わっていくことであれば、4%ぐらいの真水のものとは何とかなるんじゃないかなということがあります。ただ 100%保証できるかと言われたら、それは言えないんですが、頑張りたいと思っていますし、そのために法制度をもう少し考えていくのも一つの手だと思っていますし、法は国レベルなので、条例とかそういうところのものから、少しずつ具体化できるような、拘束力を持たせるということもあるんじゃないかなというふうに思いますが、まず頑張っていきたいというふうに思います。</p>
内田会長	<p>はい。わかりました。この実行計画についてというのは、これはこれで、よくまとまっていると思うんだけど、実際は、具体的にもうちょっとこういうことをするとか、これには書かなくて、書ききれないんだろうけれど、行政の方で別途これとは違って、いろんな具体的な取組について周知をしてほしいなという思いはあるんでね。</p> <p>みなさん、朴さんの話でもこれは民生部門の削減を県民にお願いしとるわけやね。だから県民にお願いするのであれば、どういうことをもう少し具体的にやってほしいのかということを書くべき、ここには書かなくて結構ですけども、もう一つ具体的な取組というのを、実行計画とは別に、具体的な取組というのを少し考えてくれたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。</p>
朴部会長	<p>会長ありがとうございました。実は、県はもう一つ新エネルギービジョンを作成しております。先ほど冒頭で申し上げたように、温暖化対策は究極的にはエネルギーをどう考えるのかということに直結しています。それも二本立て考えられまして、一つは省エネによるエネルギー消費を抑制すること。もう一つは再生可能エネルギー、新エネルギーそういったようなところのもの、積極的に取り入れて化石燃料の使用を押さえていくということ、そういうことになるんですが。新エネルギービジョンに非常に期待したいという部分が多くあるんですが、今のところ正直にこれだというのがないような気もいたします。そこを、どっちがどっちの部分なのか、わからない部分もあるんですけども、先ほど会長がおっしゃるように、民生部門に無理やりに何か、江戸時代か何かに戻るようなことをやれというようなことではなくて、頑張ろうとする人にどうやってインセンティブを与えることが可能なのか。それから特に三重県は「インフラ整備」の中で交通がなかなか「公共交通機関」を利用したり、地下鉄を利用するのがなかなか出来ないようなところの中で、どのようなモデル事業的なものが逆に出来るのか、歩く街をつくるのか、観光に</p>

	<p>おいても車じゃない形のものを見るとか、いろんなところの部分がアイデアとして部会としてはけっこう出ました。そこをどういうふうに見える化にしていくのかということ、今後継続していく部分だと思っております。</p>
内田会長	<p>はい。県も、どう。インセンティブとして、電力消費を家庭で削減してくれると、税金を安くするとか、そういうこの県民が頑張ろうというような、インセンティブをちょっと考えてもいいんじゃないかなという気はちょっとするんだけどね。どうですか、部長。</p>
辰己部長	<p>今日はどうも遅れて参りまして失礼いたしました。議会との関係がございましたので。大変的確なご指摘を頂きましてありがとうございます。本当にこの計画を実行するというのは、我々三重県民、シンクグローバル、アットローカルということで地域で行動するというための計画の目標を示していただいておりますというふうにご覧いただいております。一つ申し上げますと、大震災の後、電力の削減というのがございまして、一週間くらい前に県の会議で、12月に暖房等の節電とか、エレベーター、照明等の使用削減をしたら、どのくらい節電したのかと聞きますと、もう10%、昨年に比べて電力量は削減されておるといふ実績がございまして、したがって意識から本当に認識を高めていけば、行動は出来るのかなというのが一つの糧です。</p> <p>それともう一つ、私どもとしては、そういう部分も行動しやすいようにするという事で、先ほど会長がおっしゃったような、インセンティブを与えるということがあるわけでございますが、今日は審議会のほうに3番目にございまして、一つこういうものを高めていくために、条例を一つ検討してはどうかと、このようなことも考えて、是非県民一丸となって実現に向けて取り組んでいきたいというふうにご覧いただいております。</p> <p>ただ、インセンティブをこうこうするという問題については、まだこれからの議論かなと思っております。</p>
内田会長	<p>他どなたかご質問よろしいですか。</p>
木村（京）委員	<p>57 ページのエネルギーに関する事柄の、取組む内容の④ですね。可燃ごみから作られた RDF を・・・というような文章が入っているのですけれども、これももう少ししたら、ある程度やめていく方向ではなかったかと思うのですが、このへんの書き方これでよろしいのでしょうか。</p>
内田会長	<p>廃棄物焼却に係る④の可燃ごみから作られる RDF のところやね。</p>
木村（京）委員	<p>有効利用しますというふうにご覧いただいております。</p>
渥美室長	<p>ご指摘いただきました、57 ページ④のところなんですけれども、現段階では RDF 自体、燃料として発電を行っておりますものなので、将来どうなるかという部分もありますけれども、現段階では確実にこういうものも利用しているというのもあつて書かせていただいております。</p>
岡本理事	<p>廃棄物を担当しております理事の岡本でございます。ちょっと補足させていただきますと、今 RDF の発電焼却事業につきましては、関係市町との協議の中で、平成 32 年度までは今の形態でいきたいと思いますということを確認しておりますので、ちょうどこの計画でいきますと、2020 年の期間は RDF という形でエネルギー利用、廃棄物処理の中でエネルギー利用をしていこうという形で進めていくということになっております。</p>
内田会長	<p>よろしいですか。他、近藤委員どうぞ。</p>
近藤委員	<p>中部地方環境事務所の近藤でございます。先ほど朴先生のご意見がございまして、言い訳がま</p>

	<p>しくなっちゃうかもしれませんけれども、とりあえず国の立場ということでニュートラルにご報告させていただきたいんですけど。国がクレジットを買うというご発言があったのですけれども、私も本省にいたときに、京都クレジットの買い取り制度の立ち上げとかに関わりましたけれども、やはりその時も数千億円が海外に逃げるんじゃないかと与野党を含めてものすごい批判をいただきまして、これを例えば 2020 年に増やすということになると、また更に同じような議論の繰り返しというか、より強い議論になってくるかと思っておりますので、なかなかこれを増やすということは簡単ではないのかなというのが一つございます。</p> <p>それからなかなか国の方の対策が進みづらいというところもあります。本来であれば、去年の年末の COP の方でもだいぶ物事が進むはずのところ、やっぱり大震災の関係とかいろいろとありましたので、なかなか数字のほう積み上がってはいませんが、温暖化対策部会のほうでも申しあげましたけれども、今年の夏に向けて、国内の数字のほうがどんどん固まってくることになりまして、また、夏にエネルギーと温暖化対策の基本的な部分が決まりましたら、今年の冬に向けまして、どんどん具体的な対策の計画が進んでくると。環境省のほうでも、中央環境審議会のほうで 2013 年度以降の京都議定書が終わった以降の対策をどうするかについてということについての小委員会を作っております、地球環境部会のほうでも並行して議論が進んでいるということでございます。具体的にはゼロコストとか、トータルではマイナスのコストになる、けれどもなかなか対策が入っていかないものはどうしてなのかとか、そういう議論を進めていくこととなります。</p> <p>また税制化した大綱の中には、温暖化対策のための税ということで、少し今、国のエネルギー対策、それから温暖化対策の原資になっています、エネルギー特会の上積みの議論が、今税制大綱の中に入っております、数%石油石炭税が上がるということで、もしこれが通れば今年の 10 月から少し上乗せになるということで、また対策の原資もできますので、また、2013 年以降を含めて対策を強化していくところがございますので、県さんとも連絡をとりながら、積極的に出来るようにしていきたいと思っておりますし、むしろ県の施策を助けるというのも国の方針でもございますので、その辺も一緒にやっていければなと思っております。</p>
<p>内田会長</p>	<p>はい。今のなにかコメントありますか。いいですか。 それでは他に。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>せっかく素晴らしい計画つくっていただきまして、これをやっぱりきちっと実行してかないといけませんので、そのためには市・町との連携協働というのは非常に重要ですから、これを徹底して市・町・県があげてこれに取り組むと。そのためには市長会、町長会、そして担当課長会議とか徹底してやってもらって、それぞれの年次目標を定めてやれるように頑張ってください。</p>
<p>内田会長</p>	<p>今、頑張ってくださいとのことなんで、頑張ってもらわないといけませんね。 この、まず最初、実行計画について、お認めいただけましょうか。 (異議なし) ありがとうございました。それではこの計画を答申するということにさせていただきます。これにつきましても、少しの語句の訂正といいますか、タイプミスがありましたら、それは会長、副会長一任ということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。 最後にというか、やっぱりこれは今、亀井市長の話にもありましたように、如何にこれを実現</p>

	<p>するかということなんで、私としては、中間っていうのはおかしいけれども、行政のほうは2020年までこの状況をどうのこうのではなくて、その間ぐらいに現状はこうですというぐらいの報告というか、それはこの環境審議会の席にでも出してほしいとそういうふうには思いますので、それはちょっと努力目標として考えておいてください。</p> <p>地球温暖化対策実行計画の部会、朴会長をはじめ部会の委員に皆様が非常に慎重に討議をしていただいた努力に対して、もう一度感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>(拍手)</p>
	10 分間休憩
内田会長	<p>それでは次の議題資料3に基づきまして、「三重県地球温暖化推進条例（仮称）」について審議を進めたいというふうに思います。これも知事から、地球温暖化対策の推進にかかる条例を制定するため、そのあり方について環境基本法第43条第1項の規定をふまえ、この審議会の意見を求めるという諮問がきておるところでございます。</p> <p>これについては事務局のほうから説明をしてもらいます。どうぞ。</p>
渥美室長	<p>それでは事務局から、地球温暖化対策の推進にかかる条例について、ご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。ページを2枚ほどめくっていただきまして、資料3-2と書いてあるところからお話をさせていただきます。県や国の取組、そして各部門、先ほど朴部会長からお話がありましたけれども、現状課題、そして諮問理由という順番でご説明させていただきたいと思えます。</p> <p>資料3-2-1のほうですけれども、資料にそって説明させていただきます。県の取組ということなんですけれども、三重県では、平成12年に地球温暖化対策の推進計画を策定いたしましたし、温室効果ガスの排出削減に取組んでまいりました。具体的には平成16年に地球温暖化の現状とか、あるいは重要性などについて啓発や広報活動などを行う「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、家庭における省エネ取組等の促進を図ってまいりましたし、また事業者につきましては、平成13年に「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定し、環境負荷低減の観点から、大規模事業者に対して、「地球温暖化対策計画書」の作成と提出を義務付け、取組んでまいりました。</p> <p>また、16年に、三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステムであるM-EMSの認証制度をスタートし、中小企業の自主的な取組も促進しております。</p> <p>一方ですけれども、国の取組ですが、国においては平成9年の京都議定書以来の取組となりますけれども、22年には「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定し、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の導入を進めております。法案は成立しておりませんが、全量固定価格買取制度につきましては、昨年、特別措置法が成立し、制度の導入が決定されたところでございます。</p> <p>このように国とか県が取組を進めているわけですが、ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。一番上のところでございますが、三重県における温室効果ガスの排出量でございますが、2008年度の時点で、1990年度に比しまして9.7%増となっております。国の1.6%を大きく上回っているというような状態でございます。排出量の内訳を温室効果ガスの約96%を占めます二酸化炭素でみますと、右の方に円グラフがございますが、外の</p>

方の円になります。産業部門が約 60%、運輸部門が約 15%、オフィスとか店舗等といった民生業務その他部門が約 10%、家庭部門が約 8% こういう構成になっております。

個々の部門でございますが、産業部門でございますが、ここにつきましては 2008 年度の排出量が、1990 年度に比べて 9.2% の増となっております。これは北勢地域を中心とした産業の集積が進んだことが要因でございます、産業部門におきましては、高効率な設備の導入等によって、原単位の改善には努めていただいているわけなんですけれども、先ほど朴部会長の説明にもございましたけれども、三重県での二酸化炭素の排出量に占める産業部門の割合は約 6 割と、非常に高いところがございます、温室効果ガス排出量を削減するうえで、引き続き削減が求められると、こういう状態でございます。

3 ページをご覧ください。民生業務その他部門でございますが、こちらのほうは 2008 年度の排出量が 1990 年度と比べまして 68% と非常に多くなっております。オフィスとか店舗といったそういったところの延床面積の増加に伴い、空調、照明設備の増加、パソコンやコピー機などオフィス機器の増加などが原因となっております。この部門につきましては、排出量の 8 割が電気の使用に伴うものになっておりまして、空調、照明、オフィス機器等の効率的な使用とか、あるいは、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入といった取組が重要となっております。

次にその下の民生家庭部門でございます。こちらのほうは、2008 年度の排出量が 1990 年度にくらべまして、19.7% とこちらのほうもかなり大きな数字となっております。要因といたしまして、家電の大型化・多様化とか、あるいは世帯数が増加しているというような、そういったことが要因としてあげられます。家庭における排出量を削減していくためには、先ほども話にいたしましたけれども、啓発活動とか、あるいは環境教育等通じて省エネ家電を導入するとか、あるいは日常生活における省エネ取り組み、あるいは太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入等の取り組みを促進することが必要で、昨年、東日本大震災を境に高まった県民の意識を行動につなげて、それを定着させ、ライフスタイルの転換を進めていくことが重要というふうになっております。

運輸部門でございますが、こちらのほうは 2008 年度の排出量が 1990 年と比べると 0.7% と微増というような形になっております。自動車の保有台数自体は増加しておりますけれども、自動車の燃費の改善が進んでいるということもございまして、傾向としては減少しております。運輸部門の排出量のうち自動車の使用に伴う排出量が約 9 割を占めていることから、こちらのほうも県民や事業者のみなさんのエコドライブの取組とか、電気自動車等エコカーの導入、さらには通勤等における公共交通機関の利用等の取組を促進していく必要があります。

4 つの部門につきましては、現状と課題をご説明させていただきましたが、その他というところで、もう一つ課題を示させていただいております。県、国もそういう部分もございまして、これまで温室効果ガスの排出量削減を目的とした取り組みを県のほうでは進めてまいりました。私どもこれを緩和策というような言い方をしておりますけれども、昨今、温暖化によるのではないかという影響が、台風の大型化や局地的豪雨の頻発といったような形で現れておりまして、こうした事態に対応していくための対策、適応策というような言い方をしておりますが、こういう対応も必要ではないかというふうな状況になってきております。

地球温暖化対策につきましては、「生活環境保全に関する条例」の中に環境負荷低減の立場から規定しておりまして、その部分が 5 ページと 6 ページの部分に抜粋で入れてございます。

	<p>それから、資料7ページをご覧ください。こちらのほうの資料は、全国における温暖化に関する推進条例の制定状況、昨年4月1日現在の状況を書かせていただいております。地球温暖化対策の推進に係る条例を制定しているところが17道府県、三重県のように、生活環境保全条例等の中に規定しているのが12都県、未制定が18県というふうになっております。</p> <p>こういった温暖化条例を定めているところの主な内容というのを2のところに、イメージ的な形で示させていただきましたが、内容的には事業活動における対策、自動車における対策、建築物における対策、消費生活における対策、再生可能エネルギーの利用促進、森林の保全・整備、環境教育の推進、廃棄物の抑制と大体こういったような内容が盛り込まれているのが、実情でございます。</p> <p>資料3-1の裏側の諮問理由のところに戻ってください。諮問理由の一番最後のパラグラフのところでございますが、今まで説明させていただきました、現状、課題こういった状況のもとで、これまで三重県は「生活環境の保全に関する条例」の一部の条項において、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を促す制度のみを規定しておりましたが、今後は、従来の環境負荷低減の枠組のなかではなく、エネルギー問題等を含めた総合的な観点から、また産業部門だけでなく運輸部門、オフィス、店舗といった民生業務部門、さらには家庭も含めて、各部門において幅広く総合的に取り組みを進めていくための、新たな条例が必要ということで、その条例のあり方について審議会に意見を求めたいということでございます。</p> <p>なお、この条例につきましては、確実に温暖化が進む中で一日も早い対策が望まれるということと、先ほども各県の例でありましたが、内容が非常に広範囲で難しいというところもございしますので、専門的なご意見もいただきたいということで、集中的、専門的な審議をお願いしたいというふうに考えているところでございます。以上説明を終わらせていただきます。</p>
内田会長	はい、今の提案について何か。まず今の説明についてなにかご質問ありますか。
亀井委員	この条例の性格についてちょっと聞かせてもらおうんですが。これは今作っていただいた実行計画の実効性を高めるための条例なのか、あるいは条例にもとづく計画がこの実行計画なのか、その辺教えてください。
渥美室長	<p>先ほどご審議をいただきました実行計画ですけれども、これは地球温暖化対策推進法の中に規定がございまして、その中で実行計画をつくるということが、法律の中で定められておまして、それにもとづいて定めたものでございます。</p> <p>今回、提案させていただいている条例でございますけれども、今ご説明させていただきましたように、これまでもいろいろ取組はしてきているわけなんですけれども、温室効果ガスの排出量はかなり伸びてきているということと、東日本大震災等の影響でエネルギー問題とか、あるいは気候変動の問題とかも出てきている中で、従前の取り組み、枠組みではなくて、新たな取り組みをしていくことから、条例は定めることを提案させていただいております。</p>
亀井委員	ちょっとわかりにくいんですが、まったく別物みたいな感じを受けるわけですよ。ですから、温暖化対策実行計画がそこらへんのことも網羅されて作られているわけですから、この計画の実効性を高めるというその精神を入れた条例にしておく必要があるというふうに思うんですよ。そのへんどうですか。
渥美室長	この条例をつくることによって、もちろんその温暖化対策というのを強力に進めていく必要が

	<p>ございまして、実行計画もその方向性は同じでありますので、当然その実行計画と条例は同じ方向で向いておりますので、当然条例を作ることで実行計画は、より推進していくものだというふうに考えております。</p>
亀井委員	<p>その辺のリンクをきちんとしておいてくださいね。</p>
木村（京）委員	<p>素人なのでよくわからないのでお聞きします。この「生活環境保全に関する条例」というのがあって、5ページに抜粋が出ているんですけども、今度この地球温暖化対策の推進に係る条例って別のものを作ろうとしているのかなと思うんですけども。今すでに、この生活環境保全に関する条例というのはあって、5ページ、その辺に関連したことが抜粋として出ているんじゃないかと思うんですけど、新たに作る条例とこれとの関係はどういうふうになるのでしょうか。行政的にもよくわからないものですから。</p>
渥美室長	<p>今回提案させていただいている条例につきましては、従前の先ほど質問いただきました「生活環境保全の条例」の中の部分を抜き出すといいますか、そこの温暖化の部分を全部抜き出しまして、新たな課題とかそういうものと併せて、一つの温暖化の条例を作っていこうということになりますので、温暖化の条例を新たに作るとともに、当然、生活環境保全に関する条例の部分を、温暖化の部分はその分から抜けていく形の整理となりますが。</p>
木村（京）委員	<p>そうすると、「生活環境保全に関する条例」の中にこの温暖化に関することはなくなってしまっていて、その部分を新たに抜き出して、別な条例として、必要なことを入れてもう一つ新しく温暖化の専門の条例をつくるみたいな、そういうニュアンスでしょうか。</p>
渥美室長	<p>おっしゃるとおりで、温暖化に特化した条例というような言い方がいいのかもしれませんが、そういう条例を考えております。</p>
木村（京）委員	<p>はい。わかりました。</p>
内田会長	<p>亀井委員とか、木村委員から質問があったことも踏まえて、これは地球温暖化対策部会というところで、この条例のあり方をきっちり議論してもらおうと、こういう捉え方で進めていかないと、今事務局が答えたような格好で進めていくのではこれはないですよと、この部会の中でどういう条例のあり方がいいのかということの諮問がきておるわけだから、それはこの部会で慎重に議論をしてどういう条例をつくっていくのがいいのか、そういうことを考えてもらおうと、こういうことやで。事務局が全部つくってしまっていて、この部会で議論が出来ないということではなくて、こんなもん条例いらんよという結論になるかも、それはわかりませんよ、これは部会で是非、部会を立ち上げることをご了解いただきたいということですけども、いかがですか。</p>
井ノ口委員	<p>商工会議所連合会でございます。ちょっとお尋ねしたいのですが、説明いただいた産業部門のところ、三重県が、ここ最近工業出荷額が非常に高くなったとか、特に北勢地域を中心に大きな企業があって、大きなウェイトを占めているというような説明を受けたのですか。一方で最後のところで参考のところ、17県の道府県が既に条例を制定していますと、一方で18県が未制定ですというふうになっているわけですけども、制定されている県、制定されていない県っていうのが、例えば三重県の場合ですと工業出荷額が非常に高いとか、産業に非常に、特に北勢地域を中心にシフトしている県なわけなんですけれども、そういう経済活動と、この条例制定の状</p>

	況とが、何か関連があるのかわからないのかとか、そういったことについて、もし今わかれば教えていただきたいと思いますし、この条例を検討するにあたって、そういう経済活動との関係がどうかというようなことも是非調べていただきたいと、そんなふうに思います。
内田会長	今答えられる部分はありますか。部会の中で検討ということにしますか。
渥美室長	産業構造と条例制定県との関係というところまで、ちょっとそこまでは資料のほう今ごさいませんけれども、やっぱりその事業活動自体は、そちらのほうも進めていかなければならないんですけど、ただそれに伴って出てくる排出量は、景気によって排出量は増える部分はあると思うんですけど、やっぱり削減の努力はしていただいて、原単位で減らしていただいて、そして出来るだけ排出量でも抑えていただきたいというのが、考え方ではあるんですけども。
井ノ口委員	既に制定しているところが、どういう県なのかという傾向もよく調べたうえで、検討していただきたいということです。
内田会長	<p>それではまず部会を立ち上げるということについて賛同いただけましょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、三重県環境審議会条例第7条に基づき、部会の設置を認め、三重県地球温暖化対策推進条例のあり方について、地球温暖化対策部会において審議を進めていただきたいというふうに思います。</p> <p>部会の委員及び専門委員については、県の環境審議会条例第7条第2項により、会長が指名すると定められています。そこで会長及び副会長と事務局で検討いたしまして、部会委員案を作成しましたので、ご提案させていただきます。皆さんに委員の案を配布してください。</p> <p>(資料配布)</p> <p>地球温暖化対策部会(仮称)委員案でございます。15名の委員より構成されております。いかがでしょう。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、この委員の皆様方には、またご足労をかけますけれども、是非よろしくご審議をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>これについては、我々が今あんまり議論するわけではないんですけども、いつ頃をめどに答申を出してもらおうんですかね。</p>
渥美室長	今後の予定、イメージといたしましては、年度内に1回目の部会をなんとか開きたいと思ってまして、それから1年ほど時間をいただきまして、審議をしていただきまして、来年3月ぐらいにまとまればというようなイメージで思っております。
内田会長	<p>今日、環境審議会におみえの先生方はまず、池田さん、木村さん、近藤さん、朴さん、環境審議会の委員はこの4名ですね。後は専門委員で是非よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>次は議題4で「産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画(案)」について説明をお願いします。</p>
山神推進監	それでは、お手元にご配布しております資料4-1、諮問書の裏面をご覧くださいと思います。諮問理由これが、この計画の目的とか概要、経緯等がよくわかるかと存じますので、少し時間をいただきまして説明させていただきます。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、これいわゆる産廃特措法といわれるものでございますが、これの第4条の規定におきまして、都道府県は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画、これを実施計画と呼んでおりますが、これを定めることが出来ると。これを定めて大臣の同意をいただくことにより、国の支援を得て都道府県が行政代執行を実施していくという体系のもとにあるものでございます。当該事案につきましては、四日市市内山町地内の産業廃棄物安定型最終処分場等におきまして、許可品目外の木くず、紙くずの処分や、許可容量を大幅に超える廃棄物の埋め立てが行われまして、産業廃棄物内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明したことから、県は単独費用でもちまして、平成19年2月、緊急対策として、ガスの回収処理等の行政代執行に着手しております。

なお、この段階で恒久対策として検討しおりました、雨水浸透防止対策や廃棄物の飛散流出防止対策などにつきましては、一部廃棄物の掘削が伴うことも考えられたため、高濃度の硫化水素ガス等が発生している状況では、周辺環境への影響が懸念されたことから、その当時、実施を留保していたものでございます。この緊急対策としてガスの回収処理に着手いたしましたことにより、最大時で32,000PPM検出されておりました硫化水素ガスが、現在1,000PPM程度まで低下いたしておりますが、なお廃棄物槽内部には、硫化水素ガスの原因物質でございまして、有機物や硫酸イオンが多く含まれている部分があるということが確認されているところでございます。

また、原因の一つであります雨水の浸透、現状はそのままの形状でございまして雨水の浸透が防止されていないことから、このままガスの回収処理を行ったとしても、継続して高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念されているところでございます。

また、廃棄物の間隙、隙間から周辺へ硫化水素ガスが漏洩することも懸念されるとともに、急勾配の法面の部分がございますことから、法面の崩落等がおきた場合には、硫化水素ガス等が漏洩し、周辺での悪臭被害など生活環境保全上の支障の恐れがございます。

今回このような状況をふまえて、今回の諮問は生活環境保全上の支障を除去等するため、まず第1段階として硫化水素ガス対策を実施する必要があることから、当該対策のための実施計画を策定するにあたり貴審議会の意見を求めるものでございます。これが諮問理由でございます。

続きまして4-2にお移りいただきたいと思っております。実施計画の概要でございます。本冊はその次に4-3として付けておりますが、少し長いものでございますので、資料4-2で概略をご説明させていただきます。不適正処理が行われた場所でございますが、四日市市内山町字高砂8810-4他でございます。面積は約20,000㎡、容量が340,000万㎡となっております。この事案につきましては、成豊株式会社の最終処分場というものと、有限会社功進の自社処分場という2つのものが併設されておったという経緯がございます。不適正処理を行ったものはここにございまして、処理の内容は木くず、紙くずの埋立と届出面積容量をこえる廃棄物の埋立が不適正処理の内容でございます。事案の経緯につきましては、先ほど諮問理由のほうでご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。2ページの3番、事業実施の必要性に移らせていただきます。現在でも致死濃度レベルといわれる1,000PPMのガスが検出されておると、これは調査工、井戸の中でございます。また内部には、原因物質である有機物や硫酸イオンが多く含ま

れる部分が確認されるとともに、雨水浸透が防止されていないことから、ガスの発生が継続されることが懸念されると。このため平成 22 年夏ごろから本県といたしましては、廃棄物の早期安定化技術の一つということで、ドライフォグ技術適応性実験、現場の適応性実験を、一番高濃度ガスの井戸の隣で実施いたしまして、低濃度の過酸化酸素水、オキシドールでございますね、これを空気とともに構内調査井戸内に噴霧するという技術を現地で適応性実験を行いましたところ、3%で非常に効果が確認されておるといところがございます。こういったことから、当該技術を活用することにより、掘削工事等を伴う恒久対策につなげることができるという見込みが立ったところでございます。そのほか、廃棄物の間隙等々は先ほどご説明申し上げたところでございます。この事案の生活環境保全上の支障の恐れは、ここにございます、有害ガス、そして悪臭、そして火災この3つを生活環境上の支障の恐れと捉えているところでございます。

2 番の1でございますが、非常に専門技術的な検討が要されるということから、技術的な調査、検討は別途、四日市市内山事案技術検討専門委員会を、地方自治法上の専門委員により構成して、こういった専門委員会を設置して、支障除去の基本方針や対策法等についての検討を行ってきておるところでございます。これからも検討を重ねていく予定でございます。

2 ページの下段でございます。基本的な考え方でございますが、支障除去の対策は、雨水浸透防止、掘削整形覆土等を実施するなどの抜本的な支障除去等を行う、恒久対策の実施を最終目標としますが、現状では恒久対策として、廃棄物の掘削等の作業を行った場合、硫化水素ガスによる周辺への影響が懸念されます。また、ガス漏洩等の懸念もございますので、まずもって第1段階として、硫化水素ガスの発生を抑制し、第2段階として恒久的な対策を実施するなどの段階的に対策を進めることが必要であると考えているところでございます。

(2) の達成すべき目標でございます。第1段階の硫化水素ガス対策の目標といたしましては敷地境界基準で0.02PPMを満足すること。第2段階の恒久対策の目標といたしましては、そういった硫化水素が観測されず、また火災の恐れがない状況が保たれること、将来にわたっては、法面の崩壊の恐れがなく、周辺へ漏洩して悪臭、火災発生の恐れがない状態を目指していきたいと考えておるところでございます。

(3) 工法の検討でございます。ガスの高濃度発生範囲、高温の範囲、有機物の高濃度の範囲、この3つの範囲を合成いたしまして、第1段階の対策範囲として設定いたしております。工法といたしましては、ドライフォグと申し上げましたが、専門的用語といたしましては霧状酸化剤注入法という手法をもちまして、最も効果的で、経済的に第1段階としての硫化水素ガス対工法を選定いたしたところでございます。

Ⅲ-1 でございます。実施の計画でございますが、対策範囲内に井戸を設置いたしまして、霧状酸化剤注入による、廃棄物中の有機物の分解を行って、硫化水素ガスの発生を抑制する。これを平成24年度にやる予定でございます。費用等については現在予算調整中でございます。

下段でございます。県がこれまで講じた措置でございますが、措置命令の発出、原因者に対して平成18年3月14日に措置命令を発出し、費用の徴収、法人としては清算結了してございまして、代表者はもう資力はないところでございますが、月々わずかながらも分納を求めているところでございます。併せて排出事業者の責任追及も行っておりまして、違法性等が確認された場合には、法に基づいて厳しく処断してまいりたいと考えておるところでございます。

	<p>2の今後講じようとする措置等でございますが、排出事業者への責任追及と、費用求償等非常に厳しい局面も想定されますが、こういったことを引き続き講じてまいりたいと考えております。</p> <p>別途、県の対応状況の検証と不適正処分の再発防止対策、これも産廃特措法上そのような検証、行政検証と呼んでおるんですが、これをする必要がございますが、これは別途、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会、条例設置の委員会がございまして、当環境審議会と並行してご審議、調査・検討していただいているところでございまして、答申につきましては、実施計画に記載していく予定でございます。</p> <p>viでございますが、今後の配慮すべき事項ということで、発生ガス及び水質調査のモニタリングを行いますとともに、地元四日市市や地元関係自治会、4自治会でございますが、そこと厳密に連携をとりましてモニタリング調査等をご説明いたしていきたいと考えております。</p> <p>最後に5ページのところでございます。住民の意見が反映される必要な措置ということでございます。現地の見学会とか調査方法、あるいは実験等々を見える化ということで、現地で実際に機器等もご覧いただきながら、ご説明させていただいたり、技術検討委員会が終了したのち、地元の役員会の皆様方と先生との意見交換会を設けたり、あるいは私ども担当者が直接、役員のご自宅に赴きまして、いろんなご説明、ご質問に対応するといったことを数多く重ねておるところでございます。</p> <p>資料4-3が案でございますが、実施計画をつけてございます。これを本審議会のご審議、ご答申をいただきまして、環境省のほうに申請していきたいと考えておるところでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。雑駁でございますが以上でご説明を終わらせていただきます。</p>
内田会長	<p>はい、四日市市の内山町かな。この廃棄物不法投棄に対する除去事業ですね、この実施計画について今事務局から説明してもらいましたけれども、このことについて何かご質問、ご意見ございでしょうか。</p>
田中（正）委員	<p>今までにかかった費用が7,500万円ですか、戻してもらったお金が13万円ですか。これは素人目の話で恐縮なんですけど、これ、それまでに埋立で随分稼いだらうにという思いがありまして、何か矛盾したような、これは貴重な県民の税金ですから、何か納得いかないという気がするんですがいかがですか。</p>
山神推進監	<p>ご指摘ももっとも思っております。実はこの産廃特措法の対象としております事案というのが、廃掃法の改正の過去の経緯がございまして、平成10年6月16日以前に不適正処理が行われた事案でございますので、まあ言い切ってしまうと、バブルもしくはバブル後の時代の後処理を今になってやっておるというのが正直なところでございまして、私ども担当しておりますものも、非常に心苦しい点ではございまして、公費をたくさん投入しながら、回収は相手方が亡くなっておったり、会社はほとんど休眠、もしくは解散しておったりと、八方手を尽くしても、生きておっても自己破産しておったり、あるいは月々わずかな、これも法の規定がございまして、一定額以上は全額召し上げということはできないという規定もございまして、わずかばかりの分納を存命中ずっと続けていただきたいというような感じですね。あるいは、いろんな法の規定を駆使いたしまして、国税徴収法の例によるということになっておりますので、対応は図ってい</p>

	<p>きたいと考えておるところでございますが、結果的にはご指摘どおりの状況であるというところでございます。</p>
吉岡委員	<p>吉岡といいます。ちょっとあまり法律的には詳しくないのですけれども、今までに取り締まりをされていたと思うんですけれども、その取締りが上手くできてなかったということで、現時点か、その、今後こういうことが起こらないように何か手当はされたのですか。</p>
山神推進監	<p>ありがとうございます。その点も非常にご指摘いただいておりますのでございまして、本日の委員にもなっております、藤倉先生のご厄介になっております、行政検証の委員会というのは別途ございまして、先ほどご質問いただいたような、県の対応がどうだったのかと、県は地元住民の苦情にどのように対応しておったのか、あるいは県の体制は十分であったのかと、そういった視点から別途条例設置の有識者で構成されます、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会というところで、県の対応不足がなかったのかという点につきましても検証をいただいております。別事案の検証の結果から申し上げまして、やはり当時ちょっと体制的に手薄な面があったように受け止めております、現状からご説明申し上げますと、監視指導室の方で20名体制で県警からのご出向、県警のOBの方、そして県職員で構成される20名体制で、各地域パトロール等を厳しい監視指導を現状ではやっておりますけれども、当時としては、ご指摘のような点があったかと理解しております。</p>
内田会長	<p>他、よろしいですか。</p> <p>これはある意味では早急に取り掛かってもらわんと、毒性の強いガスでも出れば、障害とか死亡事故でも起こると大変なことだから、早急に予算立てして実施に移っていただくということになりますけれども、皆さん同意をさせていただきますね。</p> <p>(意義なし)</p> <p>ありがとうございます。是非、平成24年度ということですが、24年度になればすぐにでも除去作業に取り掛かれるようによろしくお願いたいというふうに思います。</p> <p>それでは、今日の予定した議題、4議題とも皆さんのご協力によりまして、無事に終了をいたしました。最後には、事務局にマイクを返しますので、どうぞ。</p>
渡辺室長	<p>すみません。廃棄物対策室長の渡辺と申します。この場をお借りしまして報告させていただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。お手元のほうにA4、1枚もの片面で三重県廃棄物処理計画の数値目標についてというものが渡っているかと思いますが、よろしいでしょうか。着席で失礼して説明させていただきます。三重県廃棄物処理計画につきましては、当審議会の答申をいただきまして、平成23年3月に策定しておりますのでございますが、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の3Rをいっそう進めることとしておりまして、平成20年度における産業廃棄物の処理実績を現状値といたしまして、平成27年における数値目標を、実は設定してございます。この数値目標につきましては、ペーパーの下の方の表で定めた目標値というところで、排出量897万8,000トン、再生利用率43.7%、最終処分量が17万9,000トンという形で目標数値を設定したわけでございます。</p> <p>一方で、2番のところ、平成22年度における産業廃棄物の処理の状況を取りまとめましたところ、平成20年度実績に比べまして、排出量、最終処分量が増加しているということと、再生利用率が減少しているというふうなところに至ったわけでございます。これは、排出量につき</p>

	<p>ましては、砂利汚泥であるとか、大型の工場の増設であるとか、そういったものに起因して、排出量が増えたり、最終処分量がそれに伴って増えてきていると。</p> <p>再生処理につきましても、若干精査したような調査をしたところ、そういうことが判明してきているというような状況でございます。こういうことというのは、往々にしてあることでございますのが、3番のところ、本県では総合計画「県民力ビジョン」というものを、平成24年度から27年度を計画期間とする、行動計画を策定することとしておりまして、その中で現状値として平成22年度の値を踏まえた数値目標を設定することとなっております。これで、目標年度が同じ27年度でございますので、本来であれば、廃棄物処理計画の目標値、こういったものと整合をとりながら、目標値を定めていくというのが基本でございますが、22年度の排出量の増加に伴って、この目標値というのが、なかなか27年度で設定したところ無理が生じてくるということになりますので、今回現状値の増減に伴いまして、目標数値を変更するという形で、ただ考え方としては、廃棄物処理計画で決めました排出量の削減率、こういうものは変えないという形で変更させていただくということで、この下の表の中で、下に変更する目標値とございますが、27年度計画上は、8,978千トンというのを10,551千トン。再生利用率につきましては、これは目標数値は変えないということで最終処分量も179千トンと236千トンという形で県民力ビジョンの行動計画に謳っていくというところで、計画値と違ってこちらの値を、目標値として取り扱っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
内田会長	<p>今ご説明いただきましたことについて、これは、ご質問は受けるんだけど、ここで審議するのかな。このこと、目標値の変更について。</p>
渡辺室長	<p>これは、審議会の審議事項ではございませんので、報告というかたちで。</p>
内田会長	<p>こういうことに設定したと、それについてこの審議会で認識しておってくれということですかね。</p>
渡辺室長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
内田会長	<p>認識するというので。どうもありがとうございました。それでは事務局にお返しします。</p>
岡村室長	<p>どうも、内田会長さまありがとうございました。 それでは、最後に閉会にあたりまして辰己環境森林部長から一言ご挨拶申し上げます。</p>
辰己部長	<p>本日は委員の皆様には、たくさんの事項を審議いただきましてどうもありがとうございました。まずは議題1の「三重県環境基本計画」、それから議題2の「三重県地球温暖化対策実行計画」につきましては、部会の皆様、2年間に渡りまして、本当に熱心にご議論いただきまして、今日、答申いただきました。どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見を、私ども執行部はしっかり手続きとして、これを計画としていくわけでございますが、しっかりと目標が達成できるように、取組んでまいりたいと思いますので、またご支援等よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから四日市内山事案に関する、特定支障除去の実施計画につきましても速やかに対応を図っていきたく思います。</p> <p>それから、議題3の三重県地球温暖化対策推進条例に関しましては、事務局といたしまして、部会の皆様のが的確な意見が出せるように、的確な資料を、あるいは事務局の役割を果たしていきたく存じますのでよろしくお願いいたします。</p>

	<p>それでは、内田会長様、青木副会長様はじめ、委員の皆様、それから今日報告いただきました朴部会長様、井村部会長様に改めて深く感謝を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
岡村室長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、審議会を終了とさせていただきます。</p>